

証券取引法第一条に規定する定義に関する総理府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第三項第一号に規定する総理府令で定める者（以下この条において「適格機関投資家」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二までに掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（第八条の二において「外国証券会社」という。）の同法第二条第八号に規定する支店</p> <p>三 十六（略）</p> <p>四（略）</p> <p>（私設取引システム運営業務の売買価格の決定方法）</p> <p>第八条の二 法第二条第八項第七号二に規定する総理府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法</p> <p>二 証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。）</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第三項第一号に規定する総理府令で定める者（以下この条において「適格機関投資家」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二までに掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店</p> <p>三 十六（略）</p> <p>四（略）</p> <p>（新設）</p>

が、同一の銘柄に対し自己又は他の証券会社若しくは法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関（以下この条において「証券会社等」という。）の複数の売付け及び買付けの気配を提示し、当該複数の売付け及び買付けの気配に基づき価格を用いる方法（複数の証券会社等が恒常的に売付け及び買付けの気配を提示し、かつ当該売付け及び買付けの気配に基づき売買を行う義務を負うものを除く。）

改正案	現行
<p>（認可申請書の添付書類） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十九条の三第二項に規定する総理府令で定めるものは、法第二十九条第一項第三号に掲げる業務（以下「私設取引システム運営業務」という。）の認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>六の二 気配、売買価格その他の価格情報の公表方法</p> <p>七～十（略）</p> <p>十一 その他当該業務に係る損失の危険の管理又は取引の公正の確保に関する重要な事項</p> <p>4 法第二十九条の三第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類（第四号に掲げる書類にあつては、私設取引システム運営業務の認可を受けようとする証券会社に限る。）とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 前項第七号に掲げる事項に関する当該証券会社と特別の利害関係のない者の評価書</p>	<p>（認可申請書の添付書類） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十九条の三第二項に規定する総理府令で定めるものは、法第二十九条第一項第三号に掲げる業務（以下「私設取引システム運営業務」という。）の認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七～十（略）</p> <p>十一 その他当該業務に係る取引の公正を確保するために重要な事項</p> <p>4 法第二十九条の三第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p>

(私設取引システム運営業務の適当性)

第十条 法第二十九条の四第六号及び法第三十条第四項に規定する総
理府令で定める業務の内容及び方法は、次に掲げるものとする。

- 一 顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法
- 二 (略)
- 三 取引記録の作成及び保存の方法

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第三十三条 法第四十九条第二項の規定により証券会社は、次の各号
に掲げる報告書(第二号の二に掲げる報告書にあつては、私設取引
システム運営業務の認可を受けた証券会社に限る。)を、当該各号
に定める提出期限までに金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

二の二 別紙様式第六号の二により作成した私設取引システム運営
業務に関する有価証券売買等状況表 毎月中のものを翌月十五日
まで

三丁九 (略)

(業務に関する書類の作成等)

第六十条 法第八十八条の規定により証券会社が作成しなければな
らない書類(以下「法定帳簿」という。)は、次に掲げる書類(第
五号に掲げる書類にあつては特定取引勘定設置証券会社以外の証券

(私設取引システム運営業務の適当性)

第十条 法第二十九条の四第六号及び法第三十条第四項に規定する総
理府令で定める業務の内容及び方法は、次に掲げるものとする。

- 一 顧客管理の方法
- 二 (略)
- (新設)

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第三十三条 法第四十九条第二項の規定により証券会社は、次の各号
に掲げる報告書を、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官等
に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三丁九 (略)

(業務に関する書類の作成等)

第六十条 法第八十八条の規定により証券会社(第五号に掲げるも
のについては特定取引勘定設置証券会社以外の証券会社、第六号及
び第七号に掲げるものについては特定取引勘定設置証券会社に限る

<p>会社に限り、第六号及び第七号に掲げる書類にあっては特定取引勘定設置証券会社に限り、第十四号に掲げる書類にあっては私設取引システム運営業務の認可を受けた証券会社に限る。) とする。</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 私設取引システム運営業務に係る取引記録</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>5 第三項の規定にかかわらず、証券会社は、次の各号に掲げる場合には、法定帳簿のうち当該各号に定める書類の全部若しくは一部を作成せず、又はその記載の一部を省略することができる。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>。) が作成しなければならない書類(以下「法定帳簿」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>5 第三項の規定にかかわらず、証券会社は、次の各号に掲げる場合には、法定帳簿のうち当該各号に定める書類の全部若しくは一部を作成せず、又はその記載の一部を省略することができる。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 当該証券会社が法第二条第八項第七号八に掲げる売買価格の決定方法により行う私設取引システム運営業務を営む場合 当該業務に係る第一項第一号に掲げる書類</p> <p>6・7 (略)</p>
---	---

年 月中私設取引システム運營業務に関する有価証券売買等状況表

商号

印

(1) 種類別売買状況

	当 月		累 計		対取引所比(金額)	
	株 数 株	金 額 円	株 数 株	金 額 円	当 月 %	累 計 %
株 券						
うち上 場						
うち店 頭 登 録						
転 換 社 債 券						
うち上 場						
うち店 頭 登 録						
株券・転換社債券合計						
うち上場・店頭登録						
そ の 他						
うち× × ×						

(2) 銘柄別売買状況

銘 柄 名	当 月		累 計		対取引所比(金額)	
	株 数 株	金 額 円	株 数 株	金 額 円	当 月 %	累 計 %

担当者	部 課
-----	-----

(記載上の注意)

- 1 当月欄には当月中の売買株数及び売買金額を、累計欄には当月を含む過去6月の売買株数及び売買金額の合計を記載すること。
- 2 本表(1)のその他欄には、株券及び転換社債券以外のものの売買金額の合計及び種類別の内訳を記載すること。
- 3 本表(2)には、株券及び転換社債券(証券取引所に上場されているもの及び法第75条第1項の規定により登録を受けたものに限る。)について、銘柄ごとに記載すること。
- 4 対取引所比(金額)欄には、東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所並びに店頭売買有価証券市場における売買金額の合計額に対する比率を、小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。